

副
本

平成22年(ネ)第2665号 損害賠償請求事件

控訴人 槌田 敦

被控訴人 社団法人日本気象学会

答弁書

平成22年6月11日

東京高等裁判所第9民事部 御中

被控訴人 社団法人日本気象学会

(送達場所)

〒100-0005

東京都千代田区丸の内二丁目2番2号

丸の内三井ビル201号室

TEL 03-5288-1151

FAX 03-5288-9281

長谷川俊明法律事務所

被控訴人訴訟代理人弁護士 長 谷 川 俊 明



同 山 宮 道 代



同 下 田 一 郎



同 大 上 良 介



同 奥 野 剛 史



第1 控訴の趣旨に対する答弁

- 1 本件控訴を棄却する
 - 2 控訴費用は控訴人の負担とする
- との判決を求める。

第2 控訴理由書に対する認否

原判決第2 1 前提事実記載の事実（原判決2頁7行目から10頁3行目）と一致する事実についてはこれを認め、その余については全て否認ないし争う。

第3 控訴理由書に対する反論について

1 控訴理由書第1記載に対する反論

控訴理由書第1記載の事実及び主張については本論文が被控訴人の機関誌である「天気」（以下「天気」という）への掲載を拒否されたことに対する控訴人の感情的な不満を述べたものであって原判決の正当性に何ら影響を与えるものではない。控訴理由書3頁記載の論文掲載拒否事例、病気の有無の判断や刑事責任の有無の判断なども、本件とは全く無関係の机上の空論に過ぎない。

2 控訴理由書第2に対する反論

(1) 控訴人は、「天気」編集委員会（以下本編集委員会という）に投稿論文の掲載の有無を決する判断に裁量がある点は認めつつ、本編集委

員会には会員の特典を侵害しないように注意する義務があり、その裁量権の濫用・逸脱の判断基準としては株式会社の取締役の注意義務違反の判断基準を援用すべきと主張する。しかし、被控訴人は、気象学研究の発展を目的として設立された社団法人であり、営利を目的とする社団法人である株式会社とはその設立の趣旨や目的が全く異なっている。そして、株式会社の意思決定並びに業務執行を行う取締役は職務執行にあたり会社に対し善管注意義務を法律上負っているが、本編集委員会が会員に対し取締役と同様の善管注意義務を負うとする根拠は全くない。加えて、学術論文の「天気」への掲載可否を判断する本編集委員会と、株式会社の経営上の問題を判断する取締役とでは、判断の対象も全く異なっているものであり、両者は比較対象になりえない。従って、本編集委員会の裁量権の濫用・逸脱を判断する上において、株式会社の取締役の注意義務違反の判断基準を援用すべきとする控訴人の主張は理由がない。さらに、控訴人は行政裁量の裁量権の濫用・逸脱の判断基準も援用しているようであるが、被控訴人と行政庁は全く性格を異にしており、本編集委員会が決定すべき事項と行政庁が決定すべき事項も全く異なるため、株式会社の取締役の注意義務と同様比較対象になりえず、控訴人の主張は理由がない。

(2) 被控訴人の会員が被控訴人に対しどのような権利・特典を有しているのか、そして、本編集委員会が「天気」への投稿論文の掲載可否の判断においてどのような裁量を有しているのかについては、基本的には社団法人である被控訴人の内部の問題であることから、まず被控訴人の定款・細則に明確な規定があればそれに従い、そこに明確な規定がない事柄については運用上の内規、実務上の慣習等に従い、問題となっている事柄の性質を踏まえて合目的的に解釈すべきであり、またそれで足りる。控訴人が主張するような、被控訴人とは別の団体・組織における解

釈論を持ち出す必要はない。まず、被控訴人の定款においては、会員が「天気」に投稿論文を掲載できる具体的権利を定めているわけではない。そして、細則上も本編集委員会が原稿内容によっては投稿論文の「天気」への掲載を拒否できるとするのみで、拒否できる具体的要件については触れていないこと、また一般論として学術論文の専門雑誌等への掲載の可否にあたっては高度に専門的な判断を要することは自明であるから、「天気」への投稿論文の掲載の可否にあたっては本編集委員会に広範な裁量を与えられていると解するのが相当である。そして、「天気」への投稿論文の掲載の可否について本編集委員会に広範な裁量を与えられている以上、投稿論文の「天気」への掲載不許可が直ちに会員に対する不法行為を形成するものではなく、本編集委員会が査読制度によらず投稿論文の「天気」への掲載を不許可にするなど、論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に明らかに反する場合にのみ不法行為が成立するというべきであり、原判決第3 1 (2) (原判決1 3頁1 5行目から1 4頁2 0行目)の説示は誠に正当である。

(3) 控訴人が主張する事実認定の誤り云々は、控訴人の本編集委員会依頼の査読者の意見及びこれに基づく本編集委員会の判断に対する異論・不満であるが、上記のとおり、本編集委員会の裁量権の濫用・逸脱は、査読制度によらないなど論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に明らかに反する場合にのみ問題となるため、そもそも本件とは無関係の議論であって失当である。なお、控訴人は、本論文が日本物理学会誌の「話題」欄に掲載されたことをもって本編集委員会依頼の査読者の意見及びこれに基づく本編集委員会の判断が誤っているかのような主張をしているが、もともと日本物理学会誌の「話題」欄は、その投稿規定にあるとおり、未発表の学術論文を掲載する場ではなく、従ってその掲載にあたり査読制度による綿密な検討が行われるもので

はない（乙４）。

原判決第２ １（６）ないし（１４）（原判決５頁２６行目から９頁１６行目）に摘示のとおり、本編集委員会は控訴人の投稿論文の「天気」への掲載可否の判断にあたり、通常のプロセスに従い２名の査読者による詳細な査読を行ったが、２度の改稿を経てもなお控訴人の本論文は「天気」への掲載に適しないという査読者２名の一致した見解が出た。故に、本編集委員会は控訴人の本論文の「天気」への掲載を拒否したものであり、論文内容によって採否を決すべきとされている細則の趣旨に合致した運用を行っている。従って、本編集委員会の裁量権の濫用・逸脱の問題はなく、不法行為は成立しないとした原判決の理由及び結論は相当である。

（４）なお、控訴人は、原判決第３ １（２）記載の「当該掲載拒否理由について、投稿者からみて科学的には異論が十分ありえたとしても、拒否行為が相応の科学的根拠に基づく以上、不法行為は成立しない」（原判決１４頁１８行目から２０行目）と判断した部分について、科学的論争を否定するものとして批判した上で、本編集委員会は控訴人の論文を誤読してその採用を拒否したものであるから「相応の科学的根拠」に基づいた判断ではなく、原判決に事実誤認があると主張する。しかし、これは控訴人の原判決の曲解に基づく主張であって妥当でない。原判決は、本編集委員会が査読を経ないなど論文内容と無関係に論文掲載を拒否した場合に限って不法行為が成立すると判断しており、上記判断はこれを敷衍したに過ぎない。従って、原判決のいう「相応の科学的根拠」の有無とは、論文の科学的真実性など論文の内容自体に関する問題ではなく、査読など学術論文の採否の判断にあたり通常採用されている専門家の意見聴取を行った結果に従っているかどうかを問題としていることは文脈上明らかである。原判決の上記判断を言い直せば、「控訴人から

みて論文掲載拒否の理由について異論・不満があったとしても、論文掲載拒否行為が査読制度に基づいて行われた以上、不法行為は成立しない」ということであり、原判決は至極当然のことを繰り返して述べているに過ぎず、科学的論争を否定するものなどではないし、事実誤認もしていない。

(5) さらに、控訴人は、原判決について、形式的にであれ査読制度が履行されていれば不法行為は成立しないということになり妥当でない旨批判する。しかし、原判決は原判決第2 1(6)ないし(14)(原判決5頁26行目から9頁16行目)に摘示のとおり、本論文の査読過程について詳細な事実認定を行ったうえで、2名の査読者が2名とも本論文には科学的根拠が不足していると指摘し、2度にわたって控訴人に書き直しの機会を与えた後もなお本論文が「天気」の掲載に値しないと判断されたことを重視して判断している。このことからすれば、原判決が形式的に査読さえ経ていれば不法行為は成立しないなどと判示しているものではないことは明らかであり、控訴人の主張は原判決を曲解するものであって妥当でない。

(6) 以上より、本論文の「天気」掲載拒否に関する原判決の事実認定及び判断は相当であり、控訴人の主張には理由がない。

3 控訴理由書第3に対する反論

(1) 控訴人は、被控訴人が大会で控訴人の一般講演(以下本件講演という)を拒否した問題について、被控訴人の定款第8条第2項に定められている会員の特典である「各種の学術的会合に参加すること」とは、学術的会合において会員が一般講演などの研究発表を行うことであるから、会員は被控訴人に対し大会において一般講演を行う具体的な権利を有しており、被控訴人が大会告示で定めた(ア)気象学とは全く無関

係である（イ）極めて非合理的・非論理的である（ウ）他者を誹謗中傷する部分がある等の極めて例外的な場合にのみ講演企画委員会が講演を拒否できるとして原判決を批判する。

（２）被控訴人の会員が被控訴人に対しどのような権利・特典を有しているのかについては、本書面第３ ２（２）記載のとおり、まず被控訴人の定款・細則に明確な規定があればそれに従い、そこに規定がない事柄については運用上の内規、実務上の慣習等に従い、問題となっている事柄の性質を踏まえて合目的的に解釈すべきである。まず、被控訴人の定款上、会員の特典として「各種の学術的会合に参加すること」とのみ記載され、その内容について具体的には規定されていない。細則には、会員の研究発表、諸種の講演会を行う大会は毎年１回以上、会員の研究発表、総合報告発表、講演等を行う例会は原則月１回以上開催することや、講演申込みの手続きについて規定されているだけであってそれ以上の定めはない。

（３）そもそも被控訴人の主催する学術的会合は、気象学の研究の振興を図る目的で開催されるものであるため、会員であれば常にいかなる発表であれ行うことができるものと考えられるのは相当ではない。また、学術的会合には時間的・場所的制約があり、被控訴人の会員数が４０００人を超えることからすれば、ある学術的会合における講演を会員が希望したとしてもこれに全て応えることができない場合があることは自明である。被控訴人は、学術的会合の主催者として、各学術的会合の質を維持するため、申込みのあった講演内容が学術的会合における講演として適切かどうかを判断し、場合によって講演を拒否する自由な裁量を有しているものと考えられるのが相当である。そして、被控訴人が主催する学術的会合においては「天気」への投稿論文掲載可否の場合に行われる査読制度のようなものは存在しておらず、単に講演の予稿の提出を受けるのみとなって

いることから、講演内容が学術的会合における講演として適切かどうかについては提出された予稿を中心として被控訴人が適宜相当と考える手段によって判断すれば足りるというべきである。被控訴人の大会告示における一般講演拒否の記載の趣旨は、一般講演の可否について講演企画委員会の自由な裁量に委ねられることを前提に、一般講演が認められない場合を例示列挙したものであって、控訴人が主張するように、大会における一般講演が原則認められることを前提とし、特殊例外的な場合にのみ一般講演が拒否されることを示したのではない。

(4) そうであるならば、会員の特典である「学術的会合に参加する」とは、学術的会合の聴講に留まると考えるのが自然であり、それを超えて会員に各種学術的会合において一般講演を行うことができるとする具体的権利まで保証したのではなく、また、各学術的会合に研究発表をする機会が与えられると期待することも法的保護に値しないと説示した原判決は相当である。

(5) 控訴人は細則第11条の規定から会員が各種学術的会合において講演を行う具体的権利を保証したものと主張するが、細則11条は、被控訴人の開催する学術的会合の種類、内容、開催頻度等を示したに留まり、この規定から会員が学術的会合において講演を行うことができる権利を保有することを導くことは論理の飛躍である。学術的会合である以上、一定の会員の研究発表や講演が行われることは自明であり、被控訴人の開催する学術的会合の種類や内容の例として会員の研究発表や講演を行う場であると記載したからといって、これが会員の学術的会合において講演を行うことができる具体的権利あるいはその期待権を保証したことにはならない。

(6) また、控訴人は、大会告示における大会の参加手続を示した時の順序、発表時間の目安の算出方法や講演申込み後の変更取扱いを根拠と

して被控訴人が会員に対し学術的会合において講演を行うことができる具体的権利あるいはその期待権を保証するものとしているが、これらは主として大会運営事務手続上の便宜および講演申込者に対する便宜を図る目的で定められたものであって、ここから会員が学術的会合において講演を行う権利を有することを導き出すことはできない。大会告示の構成自体には特段の意味はないし、講演者の口頭発表時間の目安については講演発表に配分された時間総計を申し込み件数で割ったものとするのが算定上簡便であるためそのようにしたに過ぎない。講演申込みの登録内容の修正・予稿の差し替えを一定限度で認めているのは、講演申込者から登録内容の修正等の依頼を受けることが時々あり、大会運営上支障のない範囲でそれを認めることにより講演をよりよいものにしてもらうためである。講演申込者の都合による講演のキャンセルを認めない取扱にしているからといって、申し込まれた講演が大会での発表を認められるかどうかとは全く関係がなく、従って、控訴人の主張はいずれも理由がない。

(7) さらに、控訴人は、参加費さえ支払えば非会員でも自由に学術的会合に出席できるため、会員の特典は学術的会合の聴講のみであるとすることは不当である旨主張するが、細則第13条及び第22条から明らかなおお、非会員であっても被控訴人の主催する学術的会合で講演を行ったり、「天気」に論文を掲載することができる(甲23)。つまり、そもそも被控訴人は気象学研究的振興を図ることを目的としているため、かかる目的に照らせば、講演や論文掲載の機会を与えることはもと会員に独占的に認められている事項ではなく、会員のみの特典としての性格は希薄なものといわざるを得ないのである。従って、参加費を支払えば非会員でも自由に学術的会合に出席できるからといって、会員の特典は学術的会合における聴講に留まり、それを超えて講演を行う権

利までは保証されていないとしても何ら不当ではない。なお、会員になれば、定款第 8 条に記載のとおり、学術的会合の聴講に留まらず、「天気」の無償配布を受け、かつ被控訴人が刊行する出版物の購入について便宜を与えられるので、これらを考慮に入れて被控訴人の会員となるメリットがあるかどうかを各自が決定すれば足りる問題である。

(8) 控訴人は他の学会の事例を援用して縷々原判決を批判するが、仮に他の学会においては会員が学術的会合において一般講演を行う具体的権利ないし期待権を有していたとしても、あくまでもそれは他の学会の問題であって本件とは無関係である。以上より、被控訴人の大会における本件講演拒否に関する原判決の事実認定及び判断は相当であり、控訴人の主張には理由がない。

(9) なお、仮に被控訴人の裁量権の濫用・逸脱が問題となるとしても、それは例えば私怨により講演申込みを拒否するなど極めて例外的な場面に限られる。しかし本件ではそのような事実関係は一切存在しないことは明白なのであるから、被控訴人の裁量権の濫用・逸脱は問題とならない。従って、いずれにせよ本件講演拒否に関し控訴人の請求には理由がないとした原判決の判断は相当である。

第 3 結語

以上より、被控訴人の本論文の「天気」への掲載拒否及び大会における本件講演拒否について、被控訴人に法的責任はなく、原判決は相当であるため控訴人の控訴は棄却されるべきである。なお、本編集委員会の委員長、控訴人の投稿論文を査読した査読者 2 名および講演企画委員会の委員長の証人尋問は不要であり人証申請は却下されるべきである。

以上